

寒河江市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第 1 7 号

寒河江市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則

寒河江市予防接種実費徴収規則（昭和 5 2 年市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(19) 帯状^{ほうしん}疱疹

附 則

この規則は、公布の日から施行する。